

中央環境審議会  
総合政策部会長殿

平成 20 年 9 月 21 日

青 木 保 之

「生物多様性の保全のための取り組み」に関する意見  
生物多様性、特に植物の絶滅危惧対策について、意見を提出します。

地球温暖化の進む中、植物の絶滅種対策は極めて重要です。今、日本の植物約 7000 種の内 30% が絶滅するといわれています。生物多様性戦略で各省が対策を打ち出していることは承知しておりますが、問題は、野生種の保存、保全です。これまでは、開発や、商業用の大量採取が絶滅危惧の主たる原因でありましたが、これからは、気候変動の影響が加わります。現在絶滅の恐れのある種はある程度把握していると思いますが、それ以外の野生のどの種も絶滅の可能性があると思います。国家戦略としては、日本の全ての野生植物、特に種子保存が出来る種子植物のすべてを保存の対象とすべきであると考えますが、国はそのような対策を講じているのでしょうか。

先般、植物園協会が 12 年度までに種子植物の 50% を保存するという報道〔平成 20 年 2 月 17 日朝日〕がありました。各植物園の協力が必要なことは当然ですが、本来、国が全ての種子植物を保存することを国家の方針とし、国民の理解を得、具体的には、環境省を中心とする政府が保存の優先順位や方策などの基本的な方策を定め、各省、公共団体、民間が協力して、植物園、公園、研究施設などで、分担保存をしていくこととすべきと考えます。保存には、栽培して保存する手法や、種子の冷凍保存の手法があると思いますが、究極的には、すべて冷凍保全すべきでありましょう。冷凍保存の手法は一応確立していると思いますが、まだ研究の余地があるのかもしれませんが、数年ごとに種子を取り出し、栽培して生存を確認し、新たに種子を採取して保存するという、人手と時間が掛かる地道な仕事です。国が関与していかなければ出来ないと思います。

外国では、すでにご承知のように、英国のキューガーデンが世界の種子植物の 30% を保存するとして、すでに事業を始めております。私の承知している範囲では、オーストラリアの西オーストラリア州パースにあるロイヤル キングス パークでは、同州の野生種子植物のすべてを保存するというので、すでに 1 万種を超える種を保存しています。同州の野生植物には、まだ分類されていない種も多数あるという事情はあるのですが、世界の趨勢は、野生植物の遺伝子源全体を視野に入れてその保存に力を入れています。わが国も、当然絶滅の危機が迫っている種から保存を図るべきですが、総力を挙げて 20 年 30

年かかっても全ての種子植物の遺伝資源の保存を図るべきと考えます。もし、すでにそのような方針を出されているのであれば、ご説明いただきたく存じます。

次に、全ての種子植物を保存する場合、具体化には、中心となるべき国のセンターが必要と思います。東大付属の小石川植物園で、環境省、都の委託で、小笠原の植物の絶滅危惧対策が行われていることは承知していますが、現状では、ここがセンターの役割を果たす状況には無いと思います。恐らく各ブロックごとに協議機関を設け、種の保存方針や対策を決めて各機関が実施していくのが良いのだと思いますが、その指導や、方針作り、更に具体の保存ででてくる各種の問題の対応などには、国が責任を持たねばなりません。わが国には、先進諸国のように、国ないしロイヤルなど国に準ずる中央植物園がありません。国立大学の付属植物園が明治以降指導的役割を果たしたと思いますが、現状はそのような状況にありません。私は、国立大学付属植物園がその機能を発揮するのであればそれが良いと思いますが、期待できない場合は、大温室を保有し、植物保存の力を有する環境省所管の新宿御苑にその機能を作るべきでないかと思います。分類系のみならず、生態系関係、農学関係、林野関係などの学者を集中し、絶滅危惧対策のセンターとするとともに、気候変動に伴う植物多様性や植生の変化、進入し始める外来種対策など山積する問題に対処する体制作りが必要と思います。

以上、種子植物については、日本の野生種全てを絶滅危惧対策の対象とし、計画的に保存を図ること、実務の中心として、センター機能を作り、国を挙げて組織的に対応していくべきことを意見として申し上げます。もし、このようなことはすでに対応済みであるというのであれば、具体的にご説明いただきたく存じます。